

＊乳児院の担当者から変更先に面接し、入所中の生活、注意事項等説明に十分に理解を得ると同時に保護者にも同様に出来れば早い内に説明し、気持ちを安定させる。＊子どもの所持品を点検、持ち物に記名すると共に、記録する。又、必要なものは支給か貸与を準備する。子どもの性格、発育傾向、日常生活状況、健康管理上、注意する事項または事例の進捗状況や援助の適否、問題点、課題等々につき説明を十分に作る。個々の事例に関し、他の施設への変更の時点で、保護者の了解も得るが、内容を先方に説明する必要がある為、プライバシー保護に留意。里親へ委託の場合、児童相談所の主要業務のひとつであり、効果的実施のため乳児院、里親と十分に連携を図りつつ、乳児と家庭環境の状況等を継続して把握し、必要な指導と援助を要す。又、乳児院と里親との連絡会議を適宜、開催し、相互理解、相互信頼を深めるように。＊変更後、電話での状況把握や電話相談などを行なっている。ケースによってはアフターケアを実施している。＊変更先施設の職員との交流や情報交換を密に行ない、子どもも訪問できるようなシステムが出来ると良い。＊施設同士の交流を持つようにしていく。措置変更についてもスムーズに運ぶと思われる。また養育者も不安を取り除くことが出来ると思う。＊子どもの情報を知らなすぎる。

・その他

＊措置変更を含めて、個々の児童に関する一貫した援助方針の確立が課題。＊児童養護施設では、虐待児やひきこもち児の対応で、乳児院からの措置変更児にまで十分なケアが行き届いている状態ではないと思われる。＊一時保護はせず、直接、施設から次の施設へ移送。措置変更日前に施設職員と子どもの顔合わせ。家庭引取、里親委託の場合は子どもを理解し、親子関係を良好にするため、必要に応じて養育指導を受けること。＊本市ではここ2、3年の傾向をみると年度の後期になると児童養護施設の児童数がいっぱいになり、次年度の4月を待たなければ措置変更できない状態が続いている。乳児院では新生児の入所が増え、乳児院内の月齢さは広がるばかり。都市は都市なりの幅をもった計画を立ててもらえれば、保育計画も流動的にならずすむのではないかな。

2-2 郵送調査結果（児童養護施設）

《乳児院からの措置変更児童の受け入れについて》

問1 乳児院からの措置変更児童を過去3年以内に受け入れたことがありますか？

調査票送付施設 552施設

返信数 342 施設

受入あり 250 施設

受入なし 92 施設

問2 措置変更児童受け入れに関して児童相談所にはどのような情報の提供を望みますか？（複数回答可）

①子どもの家庭状況 230件

②子どもの個性や特徴 210件

③措置変更の経緯も含めた今後の援助方針 219件

＜その他の内容＞

・措置変更児童についての情報

*本人の健康状態。*乳児院からの情報が豊富なので助かっている。母子手帳の有無や予防接種の状況等、詳しく知りたい。*疾病の状況、虐待の有無、発育の状況。*通院、または訓練を要するための通所など、病院側への措置変更等の連絡。*子供の情緒、行動等に著しく影響していると思われる体験（トラウマと言ってよいと思う）についての情報。*乳幼児検診の結果。*保健・衛生面等。*乳児院入所の記録（児童の状況、保護者との関わり等）。*乳児院での日常業務～食事の与え方、着衣の状況、暖冷房の状況、入浴の状況等*偏食の有無。自立の状態など。*子どもの個性や特徴についても、乳児院入所後の変化、また、成長についても調査して欲しい。変化についてまとめたものがあればいい。*乳児院入院時の入所事由と措置変更時の入所事由に変化があるのか、ないのか。*移動まじかの家族状況。子どもの状況（心理判定を含めて）が一番知りたい。*医療的な状況（健康管理）と揃えるべき物等（保険証など）

・援助方針に関する情報

*乳児院におけるその子どもの支援計画と、その評価（達成度や今後の課題）についての情報提供
*特に措置変更後の経緯も含めた今後の援助方針については、児相の福祉司は確たる方針もなく、情報提供は少ない。*乳児院入所にあたって、どんな方針を立てていたのか。家庭復帰を目標にしていたが、親の指導・援助がうまくいかなかったとか、そうした乳児院在所中に行ったケースワークについて。*特に両親との関わりを含めた方針について。

・養育者に関する情報

*子どもの家庭状況については、措置変更後に変化している場合もあるので、その時の家庭状況についても調べて欲しい。*保護者の特性及び子どもとの交流状況。*親の性格、特徴。虐待ケースであればどれほどのレベル虐待なのか具体的な虐待の状況、虐待により子どもはどのような影響を

受けたと考えられるのか。親の仕事、家計状況、居所不明であっても戸籍の附票ぐらいはつけて欲しい。＊面会・外泊の可否。養育者の状況。＊乳児院へ措置変更になった時の調書ではなく、最近の家庭の状況のわかる調書の提出を望みます。＊家庭援助方法。＊家庭の背景、特に子どもの個性よりも両親の性格及び生活状況により子どもにどう影響しているかを知る必要がある。＊パーマネンシープランニングについて、児相は主体的な立場を確立してほしい。保護者や家族からの依頼を消極的に受けとめ、そのままの状況を、仕方のない現状として施設に期待されるケースがある。＊園が決定した時点でわかる資料をいただき、出来るなら事前の家庭訪問や本人との関係を取れるといいと感じます。知的障害児施設に勤務していたときは当たり前のことだったので、どうして児童養護の方は出来ないのか不思議に感じます。＊保護者に対する十分な措置変更の説明とその状況。

問3 措置変更前の見学を受け入れたことがありますか？

- ①頻繁に受け入れている 51件
- ②数回受け入れたことがある 99件
- ③ほとんどない 53件
- ④まったくない 42件

問4 措置変更前の見学・訪問などは実施したほうがよいとお考えですか？

- ①是非実施するべきだ 102件
- ②出来れば実施したほうがよい 114件
- ③どちらともいえない 28件
- ④必要がない 6件

問5 措置変更後の乳児院との連携はどのようなことで必要だとお考えですか？（複数回答可）

- ①子どもとのかかわりに関して 195件
- ②家族の状況把握、調整に関して 177件
- ③特に必要ない 15件

<その他の内容>

＊家族の状況把握、調整に関しては、特に対応が困難と思われる親への具体的な対応方法があれば伝えてほしい。＊子どもとの関わりについて、問題のある家庭に育った児童への対応についての報告。施設に入所してからの変化についての報告等。＊乳児院から生活について書類連絡はあるが、担当していた職員から詳しい状況を聞きたい。排泄・食事・睡眠・身体的発達段階などの状況についての連絡を得たい。＊今後の見通しについて、乳児院の意見も聞きたい。＊特に連携が必要だと思われる発達上の問題を持ったケースについては乳児院側の連携の姿勢が欠け、逆に順調に発達し、課題のないケースのほうに関わりを持つことが目立つ。＊乳児院へ面会に行った職員が、入所受け

入れ日は必ず体制をとっている。*内部疾患をかかえた児童の医療的な情報交換と連携。*乳児院に弟妹が入所している児童のファミリーケースワークに関して。*子どもの情報の共有。*健康面での確認は頻繁に行われるべき。*子どもの家庭状況、子どもの個性や特徴、措置変更後の経緯も含めた今後の援助方針、子どもの成育歴などの情報があれば、現実として連携の必要はさほどないと思える。必要が生じたときに対応できる体制があればかまわない。*事後訪問*入所後（話に聞いていたこと以外の）子どもの様子で変わった点がみられた時。*児童養護施設の職員で特に乳幼児を育てた経験の少ない職員に対してアドバイス等、もっと活発な交流が必要。*入所後の成長の状況を乳児院にフィードバックすることにより、施設相互のサービスの在り方等についての自己検討の材料が豊富になる。*通常の養護ケースでは特に必要を感じないが、保護者との関係がまったくないケースでは、乳児時代の思い出探しや、将来の生き方（自立前）の根源として連携は必要と考えている。*事前の打ち合わせや保護者との連絡、児童の交流が十分に行われているならば、変更後は定期的に訪問して、特に問題が生じていれば協力して対処する必要がある。*子どもの成長過程を是非見続けてほしい。（家庭引取り、あるいは高卒まで）*児童相談所との連携の重視。*現在、乳児院の職員が児童養護施設に子どもが措置された後もボランティア里親として関わりを持って頂いているケースがあり、大変うまくいっている。

問6 措置変更児童の情緒的諸問題はどのようなものが多いですか？（複数回答可）

①夜尿	112件
②夜泣き	109件
③失禁	69件
④過食・拒食	50件
⑤異食	15件
⑥かん黙	27件
⑦多弁	15件
⑧かんしゃく	57件
⑨過度の愛着欲求	127件
⑩多動	59件
⑪無差別的愛着行動	82件
⑫無気力・無関心・無反応	43件

<その他の内容>

*無表情な子が多い。好き嫌い、便秘。*交代勤務で朝（起床時）と夜（就寝時）の職員が異なるため、その日の朝の職員にぴったりとくっつき、夜の職員への切り替えがなかなか出来ないことがあった。*入所当初は、夕方になると泣くことが多いが、1ヶ月位でおおむね、問題は消失していく。*怒り、不満などを伴った情緒不安定傾向。*過敏に泣く。人見知りが激しい。何に対しても恐怖心がある。*集団生活には慣れているので、生活のリズムへの適応は比較的早い。感情の起

伏が激しく、物にあたったり、派手な行動で自己主張してくることが多く、力の加減を知らないケースが多い。保育者との一対一対応への欲求を満たすためには手段を選ばない一面がある。指しゃぶり、頭打ち、どこでもひっくり返る。*男性職員への拒否的反応は顕著。男性職員を見ると泣いたりする。*被虐待児と比べれば、愛着行動は取れる方である。*入睡時、及びかんしゃく時の頭うち。*物をいじり回す探索行動。*食べ物に対して固執する、乱暴、いじ悪。*排泄、言葉の遅れについて。*偏食、運動能力が発達していない。*職員の後追いをする子どもや、特定の職員でないと大泣きする子どもなど見られる。*頭痛、胸痛等の身体症状。*環境変化による対人不安。*乳児院からの措置変更児童の絶対数が少なく、特に他児童と比較して目立った行動は感じられない。*年齢相応の咀嚼力がない。*外出への抵抗。*自分の物と他人の物の区別がつかない。*独特の雰囲気を持っていることが多い。乳児主体の生活をしているのか、年齢よりも依存が強い。*措置変更児童だからといって情緒的諸問題が特にあるようには思われない。*チック症。*表情が乏しい、足腰が弱い。

問7 措置変更児童受け入れに関して現在もっとも難しい課題、調整を必要としているのはどのようなことですか？

・家族との調整に関して

*乳児院からの措置変更という判断は、家庭改善の見通しがないため、自ずと家族との関係調整が課題となる。早期の親子分離は、子どもの親子モデルの欠如、親の子育て意欲、自信をなくしてしまうことも考えられる。*施設により面会、外泊のシステムが異なる場合がある。当園のシステムに慣れてもらう（親御さんに）のに十分な説明が必要である。*親がオーバーステイで児童の国籍がない場合が多く困っている。就学の場合仮入学の制度でよいと思うが、将来困るのは児童本人である。*家族との連携。施設により保護者との接し方に違いがあり、それを調整するのが困難。*養育者への連絡が取れない。または取りにくいケースが多い。子どもの事に対して緊急を要する場合に大変困る。*乳児院からの措置変更児童は長期化するケースも多いので、養育者との関係づけを維持していくことが難しい。児童相談所側からの働きかけも少なくなりがちなので、積極的に養育者の現状把握と児童の現状の連絡を行っていく必要がある。*親子関係が希薄で、子どもに対して愛情を持っているようには思えない。面会等、気ままに突然来たり来なかったり、親の自立心が乏しい。*保護者のいない児童の里親委託が最も困難。*親が無責任で突然所在不明になる。親への指導・助言の方法。*児童養護施設退所後、親との交流が全くなく児童相談所との協議会の議題として協議しているが、現状のままでは孤児と同じ状況であり、将来の社会自立に向けて家庭調整が重要である。*母親が養育したいとの訴えもあるが、実際には母親自身も支援が必要で、関連機関との連携が必要。*児童相談所の担当者にも知らせず、養育者と担当民生委員の方が話を決めてしまっていること。*養育環境の変化に適応させる点では、子どもよりも養育者（大人）との調整に気を遣うことが多い。*保育者のみならず、心理や医療との連携を図りながら進めないと対応が難しいケースが増えている。*将来的な援助方針～保護者が行方不明の場合①ずっと施設で育てたほうがいいのか②養育里親の方がいいのか～判断が困難となる。また②の方がいいとしても、保

護者の意向を確認できない。＊養育者の行方不明などが措置理由の児童の場合、長期入所が予想されるため、将来的な後見人設定が困難であること。＊家族との日常的なかかわり、進路など大切な場面での後ろ盾となってもらえるような家族との関係作り。

・生活面、発達状況面において

＊乳児院と児童養護施設との生活リズムが違うため、子どもが生活に慣れるまでに時間がかかる(年齢も小さいからと思われるが)。乳児院についての知識が乏しい(交流が少ない。職員の勉強不足。)

＊3歳児近くで入所した幼児の食事指導、排泄指導、乳児院の生活から脱却できないケースが目立つ。＊健康管理面での対応(看護師が必要)。＊家庭との連携、精神発達状況の把握。＊その子どもの支援方針、計画について(当面の)乳児院と養護施設とで協議する機会がなかなか持てず、子どもに対する支援が統一されず(継続されず)、乳児院で達成できた課題も再措置後に活かされない事もあるので、調整が必要だと思う。＊児童相談所に間に入っていていただき、特に難しいことはない。＊発達の遅れが目立つ子どもの問題で、関わりを深めると赤ちゃん返りをしてしまい、集団のなかで養育することが難しいと感じる。＊安全(特に遊びの中での)。生活面で十分自立していないところで、大きい子どもと遊ぶことが多くなり、安全面での配慮に神経を使っている。＊乳幼児集団から縦割り(高校生まで)集団への環境の変化による児童の心理的なストレス。子どもが親に懐かず関係がつかれない。社会性に欠ける(全てにおいて受身、怖いもの知らず等)。＊子どもに生活の場が変わったことを伝えること。＊①知的遅れをもつ児童について、乳児院の職員数の多さと児童養護施設での職員数の違いがあり、対応出来ない(他動・暴力の子どもは特に)。②病気(アレルギー、喘息、アトピー性皮膚炎等)をもつ児童について、通院や日常の介護に時間が取られる。③虐待を受けた子の心のケアが出来ない(長期入所になってしまう)。里親利用もできない。＊愛着行為がない。＊子どもの発達状況についての引継ぎと、大切な時期での移動。引き継げることは引き継いでいきたいが、連携・調整までには至っていない。＊兄弟ケースという理由で2歳未満のままだまだ乳児としての専門的ケアが必要な児童の受け入れを求められること。＊軽度の知的障害児の受け入れ。先天性の障害や病気。＊対人関係。特に男性を怖がる傾向。言語発達等、遅滞気味の傾向が見られる様である。＊食生活の変化。乳児院の定員の都合(新規入所)により、急に措置変更が決定した場合、十分なならし保育ができない。また保護者も施設を選択することが出来ないのではない。＊乳児院からの措置児童に関して特に思春期の行動化が大きい。乳児院というよりも乳児期の愛着形式がなされてないことのように思われる。躰などのことより、スキンシップなど大人との信頼関係が築かれる処遇に重点をおいてほしい。＊愛着欲求が強いので、それをしっかり受容したいが、年齢が上でも独占欲の強い子は何人もいるので、他児との関わり方のバランスの取り方が難しい。＊乳児期に虐待を受けた子どもたちが児童施設に入所してくる場合乳児期をどのように過ごしたか、毎日のケース記録などを添付したほうがよりよい処遇が出来るとおもう。＊先天的な難病および出産時感染症(B型、C型肝炎等)の措置変更児童ばかりの入所になっているので、看護婦が必要＊乳児院での発達状況の視点が幼児集団のみの生活の中での判断によるものが多く、発達の遅れなども本人の気質的なものなのか、環境要因によるものなのかの判断が適切ではないことが多い(情報が少ない)。＊虚弱児、心臓etcに障害がある児童は肢体不自由児ではないため、養護

施設入所になるが、通院、手術 etc 問題点が多い。

・運営体制面について

＊施設の定員数に対する比率。＊設備（トイレ・洗面所・風呂場・居室・たな等）が就学児用である。年長児（高校生）から幼児まで同じ日課で動いている。年長児から幼児まで同じ棟で年長児が落ち着けない。幼児用スペースがない。年少幼児において集団に巾があり、刺激が強すぎる。＊居室の問題（受け入れられる人数に限界がある）。職員定数との関係の問題（受け入れる幼児の人数によっては、職員の数を増やさなければならないが、地域によってはすぐに増員することが難しい）。＊乳児院から児童を受け入れる場合、1 番の不安は年齢が低いこと（だいたい2 歳～2 歳半が受け入れの年齢）。＊兄弟ケースの場合、定員の関係で入所がどうなるか等、課題として挙げられると思う。定員以上の受け入れも年度変更時には必要と考えられる。＊情緒的問題を持つ児童の場合は、臨床心理士との連携、カウンセリング（保護者を含めて）が必要。居室編成、担当、ケースワーク、を通じて在所児童との調整。＊乳児院から児童養護施設への変更の中で指導評価が異なる点。＊家庭のモデルが施設となっているため、擬似（家族）家庭体験が必要。＊自閉的傾向をもつ幼児が入ってきた経験があるが、その受け入れについて設備・知識・技術が整っていない。

《養育者との連絡について》

問8 乳児院からの措置変更児童で養育者との連絡調整が可能なケースはおよそ何割ですか？

10 割	4 3 件
9 割	2 7 件
8 割	3 0 件
7 割	2 8 件
6 割	9 件
5 割	3 8 件
4 割	6 件
3 割	2 0 件
2 割	1 2 件
1 割	1 4 件

問9 施設側から養育者への連絡はどのような内容で行われますか？（複数回答可）

①子どもの様子に関して	1 9 0 件
②子どもの援助方針に関する意見交換	1 1 2 件
③帰省、行事参加などの連絡調整	2 3 2 件
④特に用事がなくても定期的に	5 4 件

＜その他の内容＞

*機関紙を送付。*子どもの情緒安定を図るための協力要請。*養育者との連絡が取れず、必要な事に関しては児童相談所や福祉事務所を通してやっている。*帰省・行事の連絡を電話を通じて話すこともあり、お便りを月一回出すことによって一方的ではあるが子どもの成長を知らせている。

*面接*高熱や事故による怪我の報告。進学、進路に関して。*面接が頻繁に行われるので、その都度必要に応じて意見交換等を行っている。*学校の授業参観、諸行事の案内の連絡。*誕生日をめぐりに日ごろの様子を伝えている。ケース状況等から、交流をお願いすることがある。*子どもが親と話したい時。*連絡無し。*必要な要件があったとき。*養育者の内、当寮の通信に反応していただける方は3～4割で、更にその半分は過敏・過剰反応か全くの無関心に近い状態。*全てに連絡を取ろうとするが、連絡が取れなかったり無視されたりしている。*定期的な家庭訪問。*保護者（養育者）からの問い合わせに関する連絡（最近多くなってきている）。このときに子どもの様子もお話する。*保護者会にてさまざまな意見交換を行っている。*親の活動部分と思われる場面にはおおいに働きかけてゆく。援助方針などの話は親の状況を見ながら対応。*養育者の生活状況把握。

問10 養育者からの連絡はどのようなことで行われますか？（複数回答可）

①子どもの様子に関して	191件
②帰省・面会依頼、行事参加などの連絡	234件
③養育者自身の悩みなど	82件
④特に用事がなくても定期的に	42件
⑤事務的な手続きに関して	96件

＜その他の内容＞

*親、ケースによって異なるが、急に連絡が取れなくなる場合か、もしくは子どもに対する過干渉から連日用事がなくても連絡してくるケースがある。ただ、入所後1か月以上はなるべく施設に慣れるように、面会・外出は控えてもらうよう説得している。*積極的な連絡はほとんどない。子どもの情緒安定、及び関係の維持の為に電話連絡。*この時期を目標に引き取るとはっきりしている場合は、お互い養育の方針などを児童相談所と共に話し合っている。*連絡が取れる養育者には帰省・面会に関して電話での連絡が入る。そのときに施設への来寮時、帰寮後の時間、養育者と職員が話をする事により、家庭環境を把握したり、相談を受けたりする事もある。*通院時、一緒に行ってもらい、医者からの話しを一緒に聞くなど。*財産管理や後継ぎの問題。*親が子どもと話したい時。*子どもの声が聞きたくて、電話により両者の様子などを話す。*精神科に入院している母親から「面会に来てくれるように」という連絡だけ。*入所後、写真を送って様子を知らせ安心させている。*過剰・過敏反応される養育者（精神科ケアを要する方）からの連絡・関係調節には苦慮している。*突然の面会、一方的な面会のみでこちらから連絡手段がない。*親の気分次第で、

不定期にある程度で。児童の満足感。*養育者自身の悩みなどで電話があることが大変多かった。

問11 養育者との関わりでもっとも課題となるのはどのようなことですか？

*精神病入院、知的障害者で病気などによる養育能力に欠け、経済基盤も弱く、家庭状況の劇的な変化は望めない場合が多い。また、我が子の顔も分からない、子育てに自信がない、などと親ケアーの重要性が大きい。親子関係の調整は家庭復帰のためというより、親子の関係（きずな）を絶やさないようにといった前段のところに主眼がある。*ネグレクト的な保護者との親子関係の築き方。保護者への指導。*養育者と施設の信頼関係の図り方。*自分の考えに固執する親への対応が最も難しいように思われる。一般的に受け入れられない騒を帰省中に行ってしまうことがある。*家庭からの措置児（3歳未満）と乳児院からの変更児に特に差はないと思える。*出生時より関わりがほとんどないので愛情関係（子どもとの）がなかなか結べない。*養育姿勢の不安定さ（引き取り見通し）。*親が突然現れて、すぐ引き取りたいと言いついたり、突然来なくなったりと親の情緒、または生活状況が不安定なこと。*養育者自身が将来設計をもっていないこと。ある一定期間、里親家庭で養護が望ましいと思っても、養育者の許可、同意が得られないこと。*長期にわたって面会、外泊のないケースが多く、親子の対面をなかなかセットすることができない。*まず、話を聞いてあげることが一番重要である。養育者の経済問題、親族との問題になると踏み込めない事柄が多く、困っている。*施設理解を深めること。乳児院との違いを理解していただく。*養育状況を考えながら、引き取りなどの時期を考えること。その時に施設側が引き取りを拒否しているような印象をもたせないような対応の必要性。*養育者自身の生活観などと学園との調整。*本来であれば発達段階において保護者と密接な関わりを必要とする年齢の為、援助計画では短期、中期での家庭復帰を盛り込んだ。また、継続的な親子関係の調整等を考えていきたいのだが、現実的には養育者の問題意識の低さ、養育能力不足などの問題からか、乳児院からの措置変更の児童においては、どうしても長期の入所になるケースが多く、今後の課題と言えるのではないかと。*児童との定期的な関わり（帰省、面会も含む）。*親権者の養育の放棄。障害を受け入れることが出来ない親（面会、外泊の機会も少ない）。家族環境が整わず、家庭復帰のめどが立たない。*養育者の受け入れ（引き取り）体制を整える意識の希薄さ。*連絡がとれないケースが多いので、連絡体制の確立をきちんとしたい。*とりわけ虐待で入所してきた児童と保護者の関係の修復調整。*親子関係の構築に向けての支援。*措置変更のケースということで特に課題になることは思いつかない。*乳児院との処遇上の取り組みの一貫性。*面会の仕方や注意。*家庭復帰など、自立支援への対応。*自分勝手に我儘な申し出が多い事。*虐待の可能性がある場合の一時帰省。児童が小さいと、施設側に訴えることもできず、かといって可能性があるというだけで帰省させないと養育者にも言いにくい。*被虐待児の保護への関わり方。*虐待をした親と分離するケースが増加傾向の中で、親へのカウンセリングをする必要があるが、それをする居場所が知れてしまうこと。児童相談所と施設の役割分担が大切だが、一方的に児童相談所主導になり、施設側の意見が聞いてもらえないとき、バラバラになることをさけるために、行き詰まってしまうこともある。*家庭引取を目標におくが、可

能な目標となっていない段階でも児童に告知してしまうこと。＊養育者の所在、連絡先の確認。子どもの状況の理解について。＊約束を守ってもらう。＊音信不通に突然になってしまう事。面会などで来園された時に、養育者と話とする時間と設ける。＊面会、外出泊、引き取り要請に関する調整（被虐待児）。＊児童の自立援助目標の推選と評価についての検討、時間の確保。＊将来の育成→祖父母が親権者のため（実母死亡、実父不在）。＊養育者に対して、継続的そして効果のあるバックアップ。或いはフォロー体制の構築と、その法制化。＊養育者の自己実現、社会自立に関する援助。＊養育者が拒否的態度で、連絡してもよい返事がいただけないし、全く来ない親に対するかかわりのもち方等。＊過度の交流要求や、ケースへの介入。＊乳児院から入所する幼児の養育者のほとんどが若年の親であったり、世間体を気にしている者であったりするため、関わりをもつことを拒むことが多い。このため、入所幼児が孤立してしまうことが心配。児童相談所等、関連機関による養育者の啓蒙が望まれる。＊引取り時、引取り前の打ち合わせをしっかりとしたい。卒業後の進路を決定するとき。＊離婚後の親権者の問題（この件に関しては相方のことであるので施設には関係ないが）で、相方の言い分を施設にぶつけてくる場合があるので、それらの調整を養育と平行して行っていく必要あり。＊養育者との意見調整で、お互いを理解することが非常に難しいケースで子どもの利益を守ることが果たして可能なのか？それを調整する機関として児童相談所に期待するが…。＊虐待ケースの引き取り要求への対応。親からの信頼を得るまでの対応。施設からの働きかけに反応してくれないこと。精神障害をもったり、知的障害をもっている親への対応。＊関係機関を含む親子間（父子、母子、両親他）の調整（たとえば早期家庭復帰への援助）。＊わが子でありながら早い時期に手放すことにより、愛情の希薄さが感じられる。＊養育体験の少なさ。＊施設側と養育者との相互理解と協力。＊日常的に連絡を取り合えること。＊児童のかかえている問題を正しく理解してもらえない。＊子どもの援助方針に関する意見調整＝愛情欲求の受容と自立援助のための指導（しつけなど）とのかね合いについてもよく話し合うことが大事。＊子どもは親の面会、外泊を嫌がっているが、親のほうはお金のこともあり、寮の行事や子どもの意見を無視して外泊に行く等、親とのコミュニケーションで対人関係に問題のある親とのかかわりは難しい。＊養育者に社会性がない為に、相談相手がいないよう施設に相談されるケースが多い。養育者にも子どもを育てる為の教育が必要と思う。＊ケースにより異なるので一概には言えない。本件の場合は父子家庭であり、兄弟が共に入所しており、子どもに対する愛情もあるので特に問題はない。＊養育者が早期家庭引き取りを職員や入所児に告げていながら、現実には実行に至らないケースが多い。＊乳児院入所時の養育者との関わり（面会、外出、規制、行事参加など）は、どうだったか？ほとんどない場合は、措置変更後も「この人は自分を思ってくれているという存在」がないと、児童は不安になる。親や里親などとのかかわりは内面的にも大事なことである。＊家庭の状況や家庭引き取りに関して、養育者から正直な情報または考えが得られるように施設との信頼関係を築くこと。施設は預けたままにならないように親子関係を継続させ、できれば虐待や不適切な養育を改善できるように職員が関わっていくこと。＊援助方針の整合。健康管理。＊児童の成長・発育を養育者と共有すること。＊養育者が祖父母の場合が比較的多く、年齢、就労問題、疾病など、養育者自身の改善が困難。＊外出、外泊の時間が守れず、夜遅く帰園することがある。＊子どもの将来に関しての考え方（養育者

は長期的な見方ができない)。*親自身が精神的に自立していなく、成人としての自覚も乏しいことが目立つことから、関係機関（児童相談所、施設、その他）による親指導が必要だと思われる。*施設側と親の都合が対立した場合。*特にはないが、ありのままの状況を話してほしい。*一時帰省の際の家庭環境。*幼児・小学生の場合→発達状況、問題行動等。中・高生→今後の進路。*乳児院での養育者の態度と措置変更後の養育者の態度が変わる場合がある為、変更時に将来の見通しを変更後の施設の職員の立ち会い（もしくは再確認）のもと、養育者に立ててもらう事が必要である。*養育者の負担金未納、健康保険証の切り換え等、養育者のやるべき事ができない為、子どもへの連絡も来なくなってしまう。養育者への援助、指導が全くできない事。*乳児院から児童養護施設へ施設入所が長期にわたることで、親としての意識自覚が希薄となってしまうこと（子育てを他人任せにしてしまい、依存心が高まってしまう）。*一般的社会常識が欠落しているため施設側の話が理解されない。*子どもへの連絡及び面会、引き取りがなくて子どもの今後の養育方針など、相談できないケース。*親自身の能力的な問題から不適切な関わり（家庭環境の不衛生、放任など）が多い。*保護者の生活実態がなかなかつかめない。保護者の都合だけで子どもを振り回すことが多い。*養育者が知的に低いレベルにあり、相談できる状況にはない。*家庭復帰に向けて、中・長期的な援助計画が立てにくく、どうしても場当たりの対応になってしまいがちである。*保護者の子どもに対する考え方や関わり方に対する指導について。また、それに伴う児童相談所などの関係機関との連携について。*措置変更してから面会が途絶えがちになる親がいる。養育者との関係調整と協力援助が得られにくい。*養育者による虐待。*事務手続きのために来園されても、面会を拒否されるといったケースもあり、家庭との連絡調整が全くできないといったケースに対しての対応に苦慮している。*乳児院から児童養護施設に変わったことで、入所期間が長期化する恐れがある。*寮の方針を分かって頂けるような関係作り（信頼関係）を狙うには程遠い希薄な状態から、どの程度まで密度を上げていけるのか、推し量れない状態。*帰省シーズン（盆・正月等）には連絡が取れるが、急用時に連絡が取れない。*施設側に対して協力体制をひいてもらいたい。*入所後、徐々に連絡が疎遠となるケースが多いので、できるだけ週末に帰すなど、親子での接触の機会を多くとる。*特に母親に多いが、精神的な不安や課題を抱えた人が多く、そういった親の対応や、治療の関わりが非常に難しい。*帰省や面会の働きかけ。*面会時、人見知り等もあり、養育者をさけてしまうので来園が重荷になり間隔があいてしまう。*養育者に関しては、他の親とも変わりないと思うが、乳児のときに子どもを預けているので、子どもに対する愛情・執着心はあるのか？なければどうするかが課題。*養育者（特に母親）の生活が不安定な場合が多く、子どもが不安定な状態が続くので、養育者と児童相談所との関わりがもっともっとあってほしい。*子どもの様子を伝える部分で、学園側が保護者の意向を十分にくみ取って養育しているのかという点を配慮しながら発言しているかという事。また、積極的に共に養育を行うように働きかける時の発言の仕方。*子どもと長期間離れている養育者に、その子どもとどのような関わりが必要なのかをいかにして理解してもらうか。*子どもの病気時、特に入院・手術の時。帰省をお願いする時。*家庭復帰を努力してほしい*施設の養育（常識的な事）方法と養育者の考え方のギャップの大きさ。*家族背景による面会、電話、外出、外泊許可の有無。帰省後は生活習慣の違いにより、施設の生活

リズムに戻ることに時間を要す。＊施設に入るまでの病気の状態（健康）。流行性の病気について。＊子育てへの協力体制……一緒に子育てをするという姿勢。＊児童相談所、家庭、施設との連携。＊虐待児童が増えている中で、親子関係の修復。児童の期待と親の思いのずれ。児童だけでなく、養育者を含めたケア。＊乳児院からの措置変更児童には、概して養育者の存在が薄く、関わりが少ない事自体が課題である。＊養育者が子どもを虐待していたケースの場合、親の改善に向けた対応は現在の職員体制では難しい面がある。＊施設への依存傾向が強い親への指導と、親子関係調整。＊被虐待児であること。母親は精神内科で治療中であること。＊常に養育者と施設が共に児童の養育の主体として児童に関する子育て上の問題の共有化を推し進める点。＊親子分離が早い為、子どもに対する愛情が希薄で、一番大切な幼児時期のかかわり方がうまくいっていないので、家庭に帰省しても満足して帰園してこない。＊将来的な展望を考えた処遇（施設・里親）と一時的で感情的な対応（父母・祖父母など）との考え方の差。＊養育能力の向上など、児童相談所、保健所、福祉事務所のネットワーク。＊児童相談所を通じて信頼関係を保つ事の難しさが1つの課題となると思う。＊引き取る意思確認。ネグレクトケースのため、母親が子どもに愛情をしっかり注いでくれない。つきはなす態度を取ることが多く、子ども自身も母親に懐かない。その関係を改善する事が困難。＊養育者と子どもの関わり方。特に面会（子どもとの絆）の取り方。＊母親が行方不明になった場合、子どもの援助方針に関する養育者の意向が分からない。＊子どもへの関わり方で違っているとあっても、うまく伝わらない。＊将来に向けての目標設定が曖昧で、親としての権利ばかり主張し、子どものことを考えない親が増加している。子どもの情緒の安定を考えるのであれば、しっかりとしたビジョンの元、親に対しても責任の明確化が必要と考える。＊できるだけ早期の在宅復帰を目標とするため、保護者との関係調整が必要であるが、いわゆる「あずけっぱなし」の保護者が多い為積極的な家庭訪問等、施設職員の努力が必要。しかしながら、現在の職員配置では日常生活に追われ、なかなか自由に動く事ができないのが現状。＊養育者自身が日常的に子どもの成長に関わっていないため、子どもの問題を伝えたときに把握してもらいづらいこと。＊子どもへの愛情の持ち方や、関わり方について、どうしても生活歴を伴わないので、（一緒に生活での経験 etc）子どもの実態と合っていないことがある。＊養育者の生活、心の安定。＊親子関係の再構築をどう行うかが課題である。当園では親子生活訓練室の整備を予定している。＊子どもへの養育態度、意識。＊保護者会を通じての施設の理解と、養育者との連携による処遇・育成。正月、お盆等に、帰省できる児童が4割程度いるので、関係機関とも連絡調整を行いながら、保護者とのかかわりを高める努力が必要だ。＊外泊時の児童の生活の状況把握。＊養育者が「子どもと別れる」という事について、気持ちの整理をつける事。＊子どもを通して養育者の意見や方向性（将来性）があまり見えてこない親が多いように思う。＊家庭帰省の際、家に帰るのを嫌がる子への親子関係の調整の難しさ。ネグレクトの親に対しての援助のあり方。（子どもは帰省を望んでいるが親にその気がなく、帰さなければより絆が絶えるし、帰せば虐待の可能性も考えられる）。＊保護者との連携が難しい家庭に対する取り組み。＊家庭復帰に向けての継続的な面会や帰省等のかかわり、進路等、大切な場面での後ろ盾の存在である事など。＊面会、帰省等ができない家族が多い。＊今後、突然死を始め、子どもが持っている種々の病気等に対して子どもが発症した場合、補償問題を含めてどこまで施設

が責任を取れるか。*養育者から一番愛情を必要とする乳幼児期に養育者から十分なスキンシップが受けられず、養育者との関係づけができないまま育ち、人に対してのコミュニケーションがスムーズにとれなくなってしまう事も少なくないこと。*相談所とも十分協議して、子どもにとって最もよい処遇を模索する為の養育者との連携。*どこまでが養護施設の役割かの見極め。*親の精神異常。*家庭調整により引き取り可能になるケースもある。どこで家庭調整を行うか。コーディネーターの役割が必要。*家庭引き取りの準備等を促す際の、養育者の受け入れ方。*親自身の親としての成長（しかし親の成長が課題としてあげられても、この生活が主に園である為、その成長の妨げになっているというもどかしさ）。*乳児院と養護施設の違い（生活全般、入所者の年齢層、施設の特色など）をきちんと理解してからの入所を望むので、措置変更前の見学を必ず行ってほしい。*養育者からの一方的な関わり、うわべだけの関わり。*子どもに対して関心をもって頂けるように、子どもの成長を定期的に知らせるように心がける。*親の人生の浮き沈みが子ども達に影を落とす事がある。*養育者と施設職員で力を合わせて子育てをしている事を理解してもらうこと。

問 12 乳児院からの措置変更受け入れに関しての課題や改善点などのご意見をご記入ください。

*当県では、乳児院と養護施設は同組織として、活動している。施設長、書記、処遇職員、栄養士、調理員の各部会が組織され定期会議で情報交換をし、研修会を催して、共通の土壌で処遇検討、研鑽をしている。そのため、措置変更の際はお互いの顔（担当職員同士、施設の代表）がある程度見て、その後も情報交換はしやすい。以上のような点から、大きな改善点はない（児童相談所との連携もとやすいことは同じ）。*措置変更前の見学やお泊り体験をして、施設の生活に慣れるよう備える（児童養護施設の生活を知る）。*乳児院と養護施設における生活環境の違い。*乳児院からの措置変更は、一般家庭より予防接種などしっかりしており、連絡事項もきちんとしているので良い傾向。*各乳児院の養育良好で感謝している。3歳児近くまで乳児院の生活が続くと、特に食事の関係で支障をきたす面がある（献立のこだわり、普通食が取れない）。また排泄についても同様で、自分より小さい仲間の様子しか知らないので、おむつからの脱皮が出来にくい。*乳児院での最年長と、児童養護施設での最年少児の扱い、不連続性。乳児院ではいつまでも乳児扱い。*年齢だけでなく、発達状況等を十分考慮して、措置変更を考えていくように願いたい。*事前の日帰り訪問や、お泊りの濃度を濃くすること。変更後も訪問をし、意見交換が出来ればと思う。*生活環境が変わる子どもに負担にならぬため、子どもの状況を詳しく知らせしてほしい。*措置変更後、数日間、子どもが不安から不安定になるケースが多いので、変更前に乳児院の職員と子どもが入所施設を訪問し、担当者と会うなどして徐々に子どもを慣らし、安心感を持った状態で措置変更する等の移行期間を長めにとる等の配慮が必要。子どもの当面の課題、目標については、相互に連絡調整し、統一した支援が出来るような体制作りが必要。*乳児院から児童養護施設に措置変更するケースのうち、長期にわたって施設養護のなかで育った子どもも多い。措置変更時に里親養護へ委託することももっと力を入れるべき。*施設間の相互交流が必要（児童も含めた）。*アフターの充実、措置変更後も児童の発達、成長と一緒に考えていくことが大切である。*乳児院から児童養護施設への措

置変更は、環境の変化など精神的な負担が大きい。出来れば小規模乳児院を児童養護施設に附設できるようにしていけば、至極自然な形で措置変更できるのではないか。「乳・養一体型」。

- *措置変更に伴う分離不安の軽減策。
- *食事面（食べ物、食べ方、食べる時間）、トイレトレーニング。
- *兄の方が施設入所をしていた為、弟も乳児院から来るものと判断し、乳児院に居る時から、担当になる保育士を乳児院に面会に行かせ、短い一時保護での入所を考えたが、乳児院の保育士とうまくいかず、お互いギクシャクした。
- *以前は食べ物、歩行等に問題がありましたが現在ではあまり感じられない。保護者との連絡についてまた関係についても、出来るだけ児童を受け入れてもらえるように施設側から積極的（可能な限り）、行なっている。
- *いきなりの環境の変化となり、乳児も不安な出来事で、精神的ショックを受けているように感じる。乳児自身、措置変更前に何度か児童養護施設の訪問や、職員が面会に行く等する事により、そのショックを軽減できるのではないかと思います。
- *特に問題はないが、乳児院からの措置変更してきた幼児は男性職員になじみにくい、社会性に欠ける面があるように思う。
- *数年に1度という状況なので、多くの問題などはない。乳児院の職員からの便りなど、子どもはほとんど記憶になく、私どもも多くのことがわからないので、概して保存するだけになります。
- *しかしながら、生まれてすぐ乳児院入所、そして施設へと18年間家庭生活を知らずに過ごした子どももいます。里親教育のもと、子どもが家庭で健やかに育てられないものかと思います。
- *慣らし保育を積極的に実施し、双方の保育者の意見交換を充実させ、子どもの負担を軽減する努力をしていきたい。今まで関わってきた保育者（子どもにとって信頼できる人）とこれから見守っていく人のつながりを子ども自身が感じられるような場面を持つことにより、子どもの不安は軽減されると思う。まだ乳児院の実態（生活）を児童養護施設が十分に理解できていない面も多いので、数回の慣らし保育後、児童養護施設側の担当が乳児院を訪問する機会を持ち、生活全般において、乳児院のことを理解することにより、子どもの養育の継続性が高まることを期待したい。
- *乳児院との連絡をより密にとり、相互理解を深める事。
- *基本的に重要な愛着感が形成されるような養育を望みたい。
- *養育の連続性がどれくらい出来るか。
- *乳児院から来る子どもはよく面倒を見てもらっており、事務処理的なものもスムーズである。
- *家庭環境について詳しい情報が欲しい。保護者との取り決め事項。
- *子どもの病歴や生活面での細かな援助、声かけの程度等、細部にわたっての引継ぎがどこまで出来るか。職員定数の割合の差による職員配置の難しさ。看護婦の配置が児童養護施設にないこと。
- *保護者がただ機械的に子どもの生活する場所が変更されるものだとして認識してしまわぬ様に子どもの家庭復帰に向けての目標、見とおしを再確認する機会となる様にケースワークを展開してゆくこと。衣類、その他日常生活で使っている物品についてはある程度、持参していただきたい。
- *私物の移動時にトラブルが起こるケースがある。→親立会のもと後々、問題が起こらないようにチェックする。施設間同士の個別の関わりが希薄であるため、本音での情報が入ってこない。
- *子ども達にとってやはり衝撃な事だと思うので、出来る限り配慮して行きたい。そのためには事前の施設訪問、面会、慣らし保育等、子どもが少しでも安心して入れるよう、担当職員との関係作りが大切だと思います。受け入れ後も、それまで関わっていた方々との関係を温かく抱きながら成長につなげていって欲しい。
- *十分な引継ぎがされずに安易に措置変更がなされている（引継ぎの書類もなく、CWも立ち会わず親も来ない場合が多い）。

処遇上、親から分離されまた2年以内に職員とも別れ、安心感の形成に大きな障害になっている。児相も親・乳児院、児童養護施設とのコーディネートをしていない、当園の場合は同一法人内にあるので、まったくといってよいほどない。*措置変更などない形のシステム作り、乳児院と養護施設を一緒にした施設。措置変更はどんな形にせよ、子どもの心に傷を残す。*乳児院時代のことも子どもに語ってくれる職員と縁が切れないこと。*流し台のような場所での入浴はやめていただきたい。風呂、風呂場を怖がる。抱かれて入浴しないでスキンシップになるのであろうか。男性職員を常駐していただきたい。乳児院からの児童は男性職員を別の生き物のような見方をしているのではないだろうか。これは一種の発達上の環境剥奪と思える。*事前訪問、処遇に関しての意見交換。一般家庭の乳児に比べて体験不足の傾向が見られる。*児童養護施設に入所すると、職員の人員が乳児院と差があるので、園児の要望、及び愛情が多少薄くなるのではないだろうか。*年齢で措置変更するのではなく、ある程度の発達に応じて、柔軟に対処していくのが児童のためであると思う。*養育の継続性の面から制度を変えるべき。*乳児院在所中に家庭復帰が困難と思われるケースは、児童養護施設ではなく養子縁組、里親家庭を次のステップとして考えるべきである。里親への橋渡しを前提に児童養護施設への措置変更はやむを得ないと思っているが、児童相談所にそうした意識が低い。*健康記録、育成記録は付帯すべき。写真は出来るだけ多く持たせていただいた方がよい。特に乳幼児書記は記憶にないわけだから「生命の尊厳」と生きていた証となる。思い出に残るような品物を持参させてほしい。*乳児院の処遇と児童養護施設の処遇には段差がある。甘えの受け入れ不足を感じるのか情緒不安定になりやすいが、慣れると急速に自立が促進し、たくましく元気に生活するようだ。*乳児院、児童相談所と経由して児童養護施設に入所してくるが、入所後、知的な問題などの影響が出てくる場合が多くあり、年齢だけで判断せず将来の自立に向けての考え方を優先して措置してほしい。基本的な生活習慣の遅れが強い児童も存在している。*乳児院と養護施設との一貫性のある処遇の展開。*乳児院から夜尿、失禁など連絡を受けるのだが、養護施設に移り大勢の生活に入ると不思議と心配していた点が消える。乳児院での年齢超過はあまり望ましくない。*養育者と児童の関係が築けていない点は、面会を通して関わりを持つようにする。無差別的愛着行動は限られた大人との親密な関係を形成するようにする。*出来るならば同一施設で成長を見ていった方が児童のためにも良いと思うので、法改正も含め、同じ所で児童が健全に育成できるような改善が出来ればと思う。*処遇の内容に差があり、なおかつホスピタリズムを感じてしまう。*乳児院の直接処遇職員との意見交換が必要。*せめて乳児は里親で対応できないか。*子どもにとって就学直前の措置変更は不安面等を抱えがちなところが見られ、考慮する必要がある。*乳児院と養護施設が分かれている事に疑問を感じる。1対1の関わりが一番必要な時期の子どもばかりいるのに、今の職員数でどうしてそれが出来るだろうか。まるで飼育と考えているのか。職員定数の大幅な増員を考えていただきたい。*措置変更時だけでなく、随時交流をはかり児童相談所と連携しながら双方の状況把握に努める必要がある。*乳児院に在籍中に可能であった手術など、しないまま児童養護施設に措置変更となり、入所後すぐに手術となるケースが見うけられる。歩行、走ることなど足の力が比較的弱い。アトピー、アレルギーなど措置変更後に問題となるケースが多い。除去食などの情報が得られない。*運動不足、抱き癖がある。*措置変更時の不安

を解消するために、乳児院の先生方との関わりがあればその児の様子もより一層理解できるし、自分のことを知っているのだという安心感につながる。＊養育者は若い母親が多く、日頃一緒に生活していないため、児童に対して愛情も少なくどのように接していいかわからないことが多い。養育者との関わりを多くし、心の安定を図る。＊養育者に関する情報や処遇方針に関する児童相談所の見解が充実すること。＊措置変更時には、数回の面接や施設への見学等を実施するだけでなく、もっとこまやかな援助が必要ではないか。＊家庭から入所する幼児にくらべ、様々な面で劣っている場合がほとんどである。行政にも疑義を提しているが、改善の兆しはない。＊子どもの援助方針の見極め。変更時に養育者への援助方針の確認。＊幼児教育が1年しか受けられないため、施設内保育を強いられる。同年齢集団の刺激の前に年長児集団の中に入り、不適切な影響を受けやすい。年齢にあった環境・集団ということでは不適當である。＊児童養護施設での慣らし見学等よりは、乳児院内において養育へいく為の慣らしの生活訓練をやって頂きたいと思う。措置変更日、前に措置児の情報、問題点など詳しく把握しておきたい。＊新入所児が入ることでの他児への影響。2歳児の養育の手間、負担。＊身体的な問題について詳しく書いてほしい。＊乳児院から養護施設へ措置変更が行なわれる場合、児童の養育環境の相違（例えば職員配置、勤務方法、環境整備、設備等）が児童にとって本当に良い状況にあるのかということなどを考えていくと、乳児院、児童養護施設は連携をとっていく必要がある場合によってはあると思う（兄弟関係において一時期離れてしまう事も多い）。＊乳児院と児童養護施設ではシステムの違いがある為、お互いをよく勉強しておく事が必要。施設長レベルだけではなく、職員レベルの交流を持ち、情報交換したい。＊乳児院において、発達状況に応じた食事指導等大いに進めて欲しい。＊子どもを中心に据えた措置変更の時期の柔軟性が求められる（その子の発達段階に応じて愛着形成の時期の持つ人生における重要性を十分に認識し、事務的に誕生日を迎えたから養護施設へではなく、必要とあらば措置変更を遅らすなどの「柔軟性」と「発達段階の見極め」が必要。＊保護者の行方不明というケースが多いため、定期的な面会が期待できない。それをどう補っていくかが課題である。＊児童によって乳児院での職員の関わりに差があるように感じられることが多い。＊児童相談所からの情報と入所直後の児童の様子にギャップがあり、改めて乳児院に問い合わせることがある。＊入所の際には子どもの心身発達状態や、保護者の状況等について出来るだけ詳細な情報が得られることが重要である。＊年少乳幼児の入所が増加してきており、各施設とも受け入れには積極的だが、人数的に限界に達している。過度に受け入れていも、ケアできなければ児童にとっては不幸であると考えている。＊乳児院で子どもの養育に関して感じる課題の一つは、子ども1人1人の個別化である。衣服や持ち物が子どもひとりひとりのものとして、大切にされている事が必要である。措置変更の際、たとえば子どもの持ち物や大切にしているおもちゃやぬいぐるみなどが施設側から申し送りされる事が大切である。それらが新しい環境で生活する子どもの不安を少なくする役割を果たす。ただ子どもの身柄を移すという視点ではなく、生活を移すという視点での配慮を望みたい。措置変更後に健康診断で疾患が発見されることがある。措置変更後に健康診断で、疾患が発見されることがある。乳児院には看護婦や医師の関わりが深いので、健康面で措置変更前に十分な配慮をしてほしい。＊乳児院から措置変更された子に共通しているもので、気になる点がいろいろ見られた（例えば、舌足らずな幼児語、3歳でもオ

シメ、つっかけが不慣れ等)。赤ちゃん中心の生活状況と養護施設での状況とのギャップについて受け入れる方でもっと乳児院の状況を知っておく必要があるのではと感じた。*1歳からの措置変更を望む。*生活習慣の自立期にあり、乳児院でトイレトレーニング等の完成期になっているが、措置変更により、退行が見られることから子どもへの負担が大きいように感じられる。*乳児院で保育者との対人関係が濃密になっているので、保育者が変わることで、不安感が強く、情緒的に不安定になってしまう。2歳直前が移行の時期に適しているのか、再考したい。生活習慣の自立の時期を考えても3歳児の移行がよいのではと思う。*子どもの病状などが十分、聞けない事があったり、養育者が乳児院の時から面会等しない場合の関係の調整等で、児童相談所の職員がもっと連携をとってもらいたい。*家庭から受け入れている子どもに比べ、乳児院からの子については諸問題が目につくことがあり、何らかの形で乳児院との連絡会等をもちたい。*児童養護施設側の面は改善する必要がある。高齢児対応の設備から3歳児未満の受入を考える場合は、階段から居室空間まで、安全に十分に配慮して行なう必要がある。又、職員側の学習、体験が必要。3歳未満児の発達状況の把握等を行ない、働き方を3歳未満児に合わせる等の学園全体のシステム作りも必要。*家庭復帰を実現させようとする意識を持たない養育者を支援していく方法が確立されていない事が課題。*過度の愛情サービス。乳児院と児童養護施設では職員配置が異なる。乳児院の経営母体が病院等で、見習職員の扱いにより過度のサービスが行なわれ、児童の依存性が強いケースが多い。*変更前に児相、乳児院、児童養護施設でケースカンファレンスが出来れば良い。*職員定数の改善。*乳児院からの措置変更児童は施設入所が長期化する傾向がある。そのため、養育者と児童に対しての長期的な援助方針が必要。*措置変更の時期の見極めは慎重になされることが望ましい。*里親開拓を乳児院在時より調整してほしい。大舎制(1寮23名)の集団生活で、2~5歳児の養護は無理がある。*保護者の養育能力の改善や指導を行なうシステムが必要ではないのか。*本県では、乳児院からの措置変更は同一敷地内の児童養護施設に対して行なわれる。*乳児主体のプログラムだけでなく、年齢ごとのプログラムが明確にされていると思うが、0歳児と1歳児が同様な育ち方をして、2歳を過ぎて措置変更しているような感じがあり、若干年齢との差があるように感じている。*保護者が行方不明の児童の場合は成長と共に情緒面の問題が出て来やすい。被虐待児の場合、医療、心理的なケアが必要であり、担当医の施設理解が必要。生野菜が食べられない子どもが多い。履物(スリッパ、靴)に慣れさせてほしい。*早めに入所予約があった方がいい。*受け入れ側は担当者に対して子どもが愛着行動が十分、行えるように職員は位置を考える。*その児童のための指導を一貫して継続することが難しい。*一番甘えたい時期に施設入所しているため、過度の愛着欲求や、無差別的愛着行動などの傾向が強く、施設での生活を強く感じるが多い。*措置変更受け入れの前に、ならし保育を実施すること(徐々に時間を延ばし、食事と一緒に取る)。担当職員同士の細かい情報交換の必要性、かつそれを処遇にいかす事。*乳児院からの措置変更については幼児の生活環境の激変や、人間関係の切断とも言える状況を考えれば、幼児であるが故に精神的負担や障害の大きさは大変なものであるが、乳児院、児童相談所、養護施設ともそれを仕方がないこととしてあまりにも事務的に行っている。

1回か2回の下見、見学、(ならし保育)はするようにしているが、たとえば里親委託などする場合、

面会、外出、外泊などの方法や回数など慎重に行うことに比べれば、非常におおげさに感じられる。職員配置、人数から、手間がかけられないといえればそれまでであるが、措置変更について、もっと計画的に時間や手間をかけて幼児の精神的負担をできるだけ少なくする努力が、関わる機関、大人にとっての責任と思う。児童の見捨てられ経験や虐待が、生育上大きな影響を児童に与える事は周知の事である。施設内、施設間虐待と言える状況を改善すべきであろう。＊措置変更前の諸問題の提起。援助方針に関する意見交換。＊乳児院での生活状況の情報が入手できない。＊現在のところ様々なご配慮を頂いているので特に改善点はない。＊行動記録観察等の事由が、施設生活上であてはまらないことが多い(子ども自身について)。面会状況等の条件が違う為、変更後に理解されにくい(保護者に)。事前に三者で話し合う機会が必要と思われる。＊女子児童は特に男性職員に対して拒否反応を示す。＊当施設は同法人で乳児院と児童養護施設を運営している為、まだまだ不十分ではあるが、交流の時を持つことができています。2歳という時点で環境も養育者も変化する事は、子どもにとっては過酷かなとも感じる事もある。そこで、当法人の利点を生かして日頃の子どもの交流と共に職員の交流、子どもへの負担の軽減をはかっていきたいと考えている。＊乳児院を併設していない児童養護施設にとって、物的・人的な環境の差が幼児にとって一番大きな変化と思われる。物的面では室内の温度は一定に保たれ、外的障害から守られているのに対し、その垣根が一度に取り払われるような状況に置かれがちであり、人的面でも手厚い保護から一般的な保護になるのもやむを得ないため、養育者との関わりが一般家庭からくる場合よりも大変だと思います。＊乳幼児期に生活環境が変化するのは、幼児にとっては強い不安を感じることで、乳児院での対応の仕方を参考に環境の変化が強い不安を起こさないような配慮が必要であると考えます。そのための施設見学、情報の交換が大切であると思われる。＊乳児期の養育から引き継ぐ上で送られる成長記録は、大切なデータとなるので記録に関するものは今後ともお願いしたい。＊事前にお互いの施設を訪問し合い、慣らし保育をし、情報交換などを行っている。また、アフターケアもなされているので特に困っていることはない。＊①虐待等により入所してくるケースより状況がつかみやすいが、集団生活になれていて「個」を育てていない場合が多い。②精神面も含めて「個」を育てる精神里親的存在を施設外に持つ必要が課題としてあげられる。＊養育者との関係をつけられる場合には、その関係を移行させていきたい。＊乳児院と事前の打ち合わせや協議が出来たらと思う。＊愛情をもって接してくれていたのが強く感じられた。＊2歳での変更は子どもにとって愛着関係に障害をきたす可能性があるので乳児院の機能の変更、乳・幼児院構想が必要と考える。＊児童相談所も含め、それぞれがきちんと役割分担を確認する、また出来ることの必要性を強く感じます。＊お互いの施設の序教を随時把握して連携が取れるような体勢をとればと思う。＊①2歳前後の情緒安定が大切な時期に措置変更するのはいかなるものか? 「もう少し乳児院で生活したほうが良い」という考えもあるが、成長著しい時期なので、赤ちゃんの世界(乳児院では最年長だった)からの脱皮と捉えると、幼児や学童児の中で言葉や遊びなど、たくさんの物を吸収でき、心身ともに伸ばしてあげたいと考えている。②乳幼児期における適当な環境は児童の心身の発達に欠く事のできないものと考えます。よって施設の垣根をとりはらい、乳児、幼児、少年が同じ施設で養護されたほうが(施設の統合)良い。＊乳児院と養護施設では、物理的にも処遇面でも違いが大きすぎる。＊乳幼児期は人間形成

のなかで最も重要な時期と考えられるが、乳児院と児童養護施設では配置されている人員も違いがあり、きめの細かな処遇が出来ない。＊乳児院と養護施設の方針の違い等により、乳児院では面会、帰省等が自由に認められていたのに対し、措置変更後の施設においては児童相談所との協議の上に認めるといったようなズレにより、トラブルとなったケースもあった為、変更前に保護者、乳児院、施設、児童相談所と十分な話し合いが必要と思われる。＊当施設の現状では、今のままでよい。概ねスムーズに措置変更が行われているように思う。ただ、どこの児童養護施設にどんなケースの乳児が何人配置転換されたのかということが知らされていないので、問題度の困難な児童の受け入れには負担感が強く残る。

2-3 郵送調査結果（グラフ）

乳児院

○ 乳児院入所措置に関する調査＜グラフ＞

